

あすを築く盛岡市民運動実践協議会

市民活動促進事業実施要領

主催：あすを築く盛岡市民運動実践協議会

共催：盛岡市

1 事業の目的

明るく住みよい都市盛岡の実現に向けて、特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、町内会等（以下「NPO」という。）が実施する市民公益事業を共催し、市民活動の活性化を図る。

2 事業の概要

NPOが主体となって実施する市民公益事業を、あすを築く盛岡市民運動実践協議会が共催し、補助金を交付する。

3 公募テーマ

公益的な事業であれば、テーマは問わない。

※ 効果が広く市民に還元される事業であること。

4 事業の要件

- (1) 市民ニーズを反映した事業であること。
- (2) 新規の公益的事業であること。（既存事業は不可とする。）
- (3) 本事業以外から助成を受けていない事業であること。
- (4) 共催承諾の日以降に着手し、平成21年3月13日までに事業の精算が完了する事業であること。

5 応募資格

- (1) 盛岡市内に主たる事務所を有し、提案した事業を確実に遂行できるNPOであること。
- (2) あすを築く盛岡市民運動実践協議会総会において、事業報告することについて同意できる者。

6 補助額

補助金は、1団体10万円を限度とし、事業費の1/2以内とする。（全体予算額30万円。）

7 事業費

事業費の積算については、次のとおり行うこと。

- (1) 提案された事業を行うために直接必要な経費とする。(団体の運営経費は対象外とします。)
- (2) 人件費は実際に支払われる金額で積算することとする。ボランティアで参加する人の賃金を事業費に算入する場合は、その団体で使用している臨時職員の単価を使用することとする。
- (3) 備品等財産の取得にかかる経費は原則として対象外とする。

8 応募方法

(1) 応募期限

平成20年8月1日(金)必着

(2) 応募方法

以下の書類を持参又は簡易書留で郵送すること。

- ア 市民活動促進事業共催依頼書(様式1号)
- イ 事業計画書(当該事業分)(様式2号)
- ウ 収支予算書(当該事業分)(様式3号)
- エ 団体の定款、会則、若しくはこれに代わるもの(任意様式)
- オ 前年度の事業報告書、若しくはこれに代わるもの(任意様式)
- カ 前年度の収支決算書、若しくはこれに代わるもの(任意様式)
- キ その他参考資料(団体のパンフレット等)

(3) その他

- ア 応募に要する費用は応募者の負担とする。
- イ 応募書類は返却しない。

(4) 提出先

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
盛岡市市民部市民活動推進課内
あすを築く盛岡市民運動実践協議会事務局
TEL 019-651-4111 内線2116

9 選考方法

あすを築く盛岡市民運動実践協議会関係者等で構成する選考委員会において、応募団体によるプレゼンテーションを実施のうえ、予算の範囲内で共催団体を決定する。

10 共催の承諾

選考委員会の決定を受け、共催を決定した団体に対し、市民活動促進事業

共催承諾書により通知する。また、不採択となった団体に対しては、別途その旨を通知する。

11 事業計画の変更

- (1) 事業計画を変更する必要がある場合は、市民活動促進事業変更承認申請書（様式 4 号）を提出し、あすを築く盛岡市民運動実践協議会の承認を受けること。
- (2) 事業計画を変更した場合、補助金の一部又は全額の返還を求める場合がある。

12 補助金の支払

共催承諾通知の後、市民活動促進事業補助金請求書（様式 5 号）の提出があった場合、原則として補助金全額を前払いする。

13 事業の精算

事業完了後、速やかに次の書類を提出し、検査を受けること。

- (1) 市民活動促進事業実績報告書（様式 6 号）
- (2) 収支決算書（様式 7 号）